平成２８年（フ）第５９９号
堺市西区草部159、住民票上の住所大阪府泉大津市曽根町２丁目12番30号　サウスベリー103号
債務者　長岡　信夫
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６０９号
堺市北区大豆塚町２丁７番地38、前住所堺市北区南長尾町２丁３番10号　レジーナ１弐番館205号
債務者　宮下　香代
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６２８号
堺市西区鳳中町９丁291番地６
債務者　那須　博美
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
和歌山市湊1115番地
債務者　寺脇　正起
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２００号
和歌山市太田103番地１　和歌山東団地１号棟６階71号室
債務者　畔上　智敬
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０１号
和歌山市太田103番地１　和歌山東団地１号棟６階71号室
債務者　畔上　明子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２０号
和歌山県橋本市小峰台１丁目７番地の10
債務者　喫茶禅こと　松山　一夫
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３６号
福岡県大牟田市三川町３丁目104番地
債務者　糸永　　稔
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第７９２号
東京都八王子市北野町136番地オレンジハイム103号
債務者　高山　光幸
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３７６号
静岡県島田市南原294番地の22　南原Ｂ―401号
債務者　鈴木　恵子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８９号
岡山市北区表町３丁目５番32号　502
債務者　川崎　浩子（旧姓真鍋）
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５４号
東京都あきる野市秋川２丁目８番地７
債務者　北舘　一良
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８６号
静岡県浜松市中区中沢町46番51号
債務者　田中　厚志
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
静岡県浜松市中区細島町194番地マンションジュネス８―103号
債務者　宮木　敏明
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５９０２号
東京都江戸川区船堀７丁目２―13―203
債務者　清水　涼子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５７号
東京都東大和市向原４丁目37番地の５　402号
債務者　小澤　孝至
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部